平成２２年（フ）第７６９号
川崎市多摩区登戸542番地　パルコート登戸201、前住所川崎市中原区下小田中３丁目16番25号　レジーナ・カトウ302
債務者　飯田　一善
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
島根県出雲市大社町杵築北2712番地４
債務者　森山みゆき
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６１３号
岡山県備前市浦伊部1002番地12
債務者　杉江　祐哉
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
岡山市中区平井１丁目７番２号
債務者　青木　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
岡山県新見市大佐小南839番地
債務者　安藤　　保
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時10分
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第６１７号
青森市桂木３丁目29番地15
債務者　嵯峨富士子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８３号
東京都西東京市向台町４丁目21番45―925号
債務者　稲野　幸子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３４号
沖縄県沖縄市字宮里492番地　サニーパレス205号室
債務者　阿部　章子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６７号
沖縄県うるま市字兼箇段1580番地３　カサブランカ101
債務者　與那覇千春
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８６３号
東京都府中市武蔵台１丁目５番地市営第１武蔵台住宅408
債務者　三好　圭美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８７３号
東京都日野市大字日野2970番地の１メゾンラスコーム201
債務者　高畑勝こと　タカハタマサル
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０６号
静岡県富士宮市富士見ケ丘806番地の４、前住所静岡県富士宮市万野原新田3329番地の15エクセルハイム103号
債務者　西村　和雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５９３号
青森市大字荒川字松尾25番地３
債務者　若井　　史
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
青森市大字荒川字松尾25番地３
債務者　若井美千子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２２号
東京都青梅市新町２丁目14番地の９アスティーコート新町201
債務者　深澤　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部